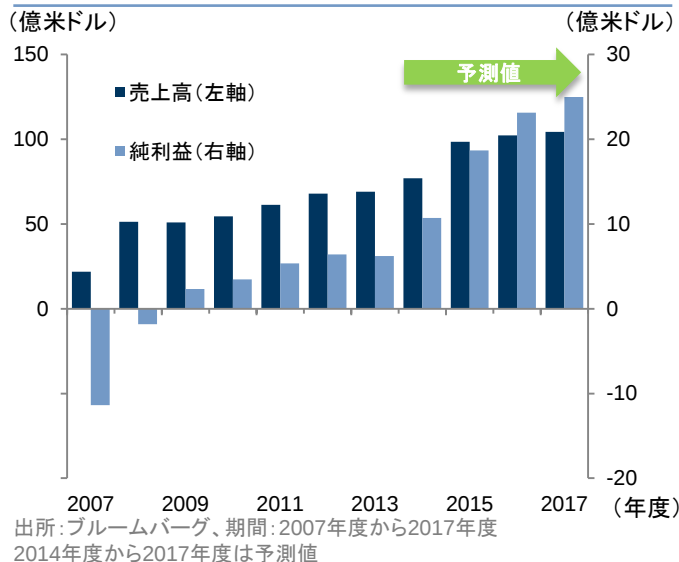


ファンド組入れ銘柄 マイランのご紹介 (2014年12月末時点保有比率 6.1%)

株価の推移



売上高と純利益の推移



医療の多様化に伴い成長し続ける製薬会社

- マイランはジェネリック(後発医薬品)および特殊医薬品を手掛けています。グローバルで事業を展開しており、米国、フランス、日本、イギリスといったジェネリック医薬品市場の多くで高いシェアを維持しています。
- 同社は、1,300以上のジェネリック医薬品および先発医薬品から構成される製品ポートフォリオを有し、世界70億人に医薬品を提供しています。多岐に亘る抗レトロウィルス医薬品も提供しており、発展途上国のHIVエイズ患者の約40%が使用しています。^{*1}また、世界最大級の医薬品原料メーカーを傘下に有し、約140の国と地域で製品の販売を行っています。

※1: 2014年時点 マイランホームページ

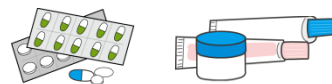
参入障壁の高いジェネリック市場にて高いシェアを維持

- 同社の売上高および純利益は堅調に拡大を続けています。過去数年にわたって成長を続けている背景には、積極的にM&Aを行い、ジェネリック医薬品や特定分野の医薬品へのアクセスを可能にしたことが挙げられます。
- 2007年にドイツのメルク社からジェネリック医薬品事業を買収して以降、ジェネリック医薬品のシェアを拡大しています。直近では、2014年7月に米国アボット社の米国以外の先進国市場におけるスペシャリティおよび、ブランドジェネリック事業を買収しました。

今後の見通し

- ジェネリック医薬品は米国をはじめとする先進諸国で普及が加速しており、また発展途上国においても安価なジェネリック医薬品の需要が高いことから、さらなる市場拡大が見込めます。また、高度な技術が要求されるジェネリック医薬品業界において、同社の高い技術力を背景にシェア拡大に伴う成長が見込めます。ジェネリック市場の参入障壁の高まりにより、ジェネリック市場内での競争が緩和され収益性の改善が見込まれることから、今後数年間にわたって業績の拡大が期待できます。

注目トレンド



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、医薬品の有効成分そのものに対する特許である物質特許の有効期限が切れた医薬品を他の製薬会社が、製造・供給する医薬品のことを言います。医療費の個人負担が高い米国では処方される医薬品のうち、約8割がジェネリック医薬品であり、普及率は高まっています。^{*1}

その一方で日本での普及率はいまだ2割程度という低水準にとどまっています。少子高齢化に伴い、社会保障費・医療費は年々増加の傾向にあるため、厚生労働省主導のもと、安全で安価なジェネリック医薬品の普及による歳費削減を目指しています。同等の効果が得られ安価なジェネリック医薬品はどんどん身近なものへ変わりつつあります。

※1: 2012年9月19日時点 出典: 米FDA

上記は経済や市場等の過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

経済、市場等に関する予測は資料作成時点のものであり、情報提供を目的とするものです。予測値の達成を保証するものではありません。追記をご覧ください。

ポートフォリオにおける保有銘柄あるいは過去の投資判断についての言及は、本資料でご紹介している投資戦略あるいは投資アプローチをご理解いただくための例示を目的とするものであり、投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。例示された個別証券は、必ずしも現在あるいは将来の保有銘柄であるとは限らず、また当該投資戦略に関する投資判断を代表するものでもありません。



くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

ファンドの分配方針

毎月決算コース

原則として、毎月の決算時(毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準や市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

毎月決算コースについては、毎決算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎決算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額水準等を勘案して決定します。
11,000円以上 12,000円未満	200円
12,000円以上 13,000円未満	300円
13,000円以上 14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※分配金額は基準価額に応じて変動します。基準価額が上記表に記載された基準価額の水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配が継続されるということではありません。また、分配金が支払われると基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次回以降の分配金額は変動する場合があります。あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※毎月決算コースは、基準価額の水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを原則としますが、特に決算期末にかけて基準価額が急激に変動した場合等など基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※上記表に記載された基準価額および分配金額は、将来の運用の成果を保証または示唆するものではなく、特に米国の株式の下落局面や為替レート的大幅な変動によっては、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を大きく下回る場合があります。

※投資家のファンドの購入価額によっては、基準価額が1万円を超えて支払われた分配金であっても、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※収益分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があることにご留意ください。

※上記はGS米国成長株集中投資ファンド 毎月決算コースの分配方針であり、「GS米国成長株集中投資ファンド 年4回決算コース」の分配方針とは異なります。

年4回決算コース

原則として、年4回の決算時(毎年2月、5月、8月、11月の各10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準や市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

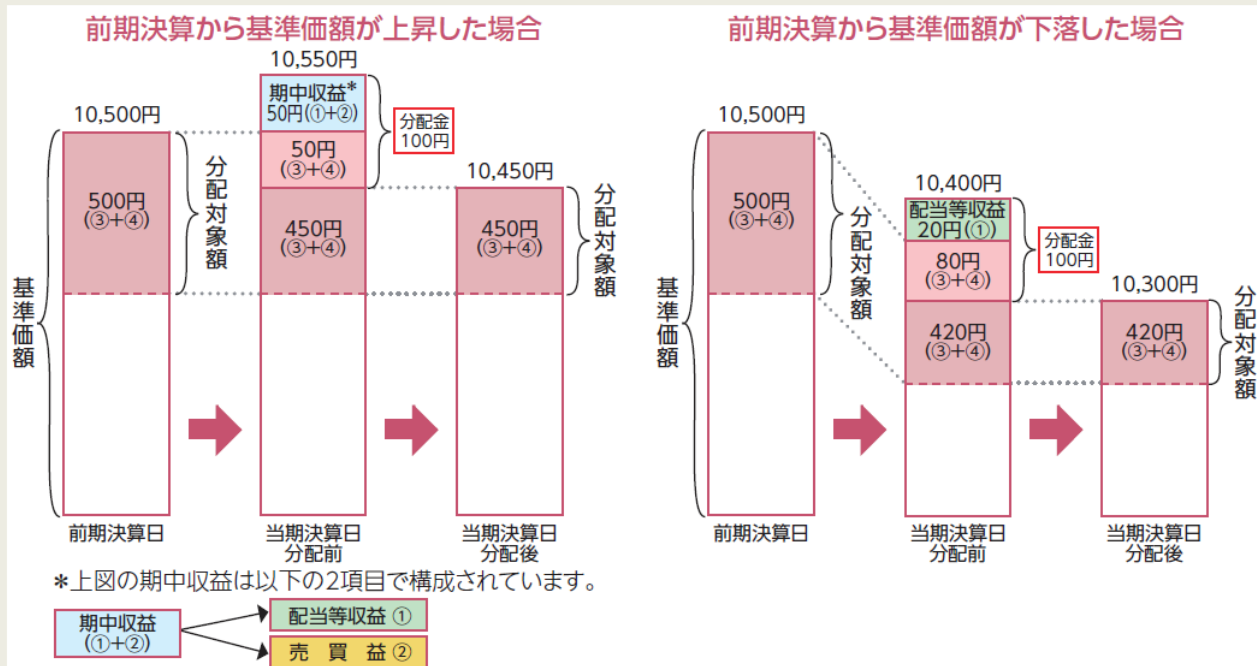


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

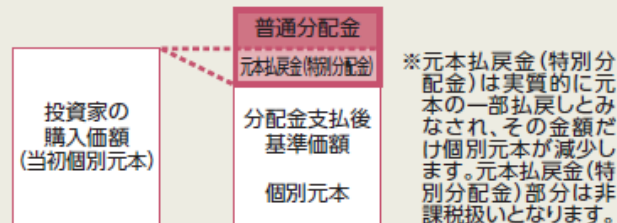
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

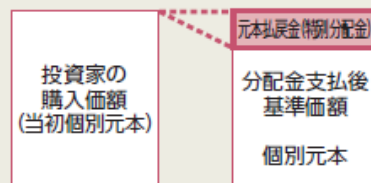
収益分配金に関わる留意点(続き)

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドのポイント

1. 主に、長期にわたり優れた利益成長が期待でき、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する、米国を中心とした企業の株式*に投資します。原則として対円で為替ヘッジは行いません。
2. 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法により銘柄選択を行います。
3. 15から20銘柄程度に厳選してポートフォリオを構築します。

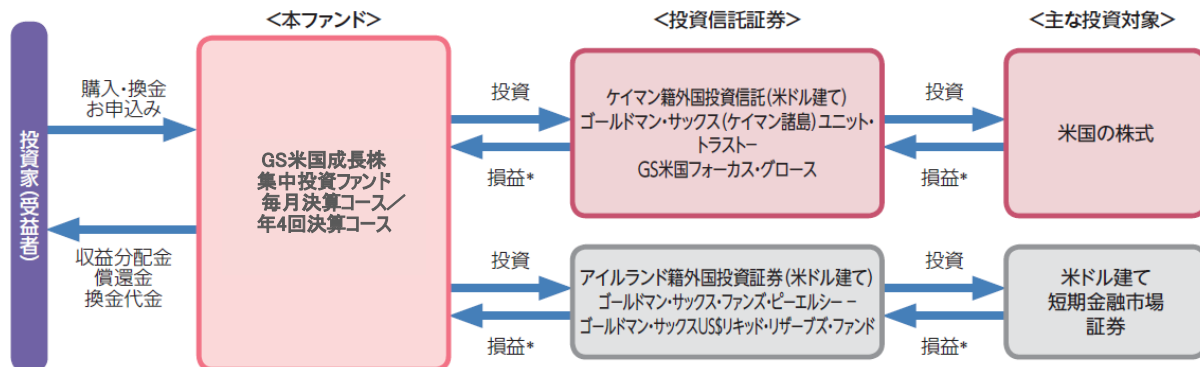
*預託証券(DR)を含みます。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

※本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



※ 各投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラスト-GS米国フォーカス・グロース」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

※ 投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、実質的に米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に米国の株式の下落局面では、本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が高いと考えられます。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

集中投資リスク

本ファンドは、実質的に少数の銘柄に集中して投資を行いますので、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きいと考えられます。本ファンドの基準価額は、米国の株式市場全体の動きにかかわらずより大きく変動する可能性や、市場全体の動きとは異なる動きをする可能性があります。また、解約資金手当て等のために、本ファンドが投資する特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなった場合に、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

本ファンドは、米国の株式を投資対象とする外貨建ての投資信託証券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。



くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社によって異なります。
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
申 込 締 切 時 間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
信 託 期 間	原則として無期限(設定日:2013年5月23日)
繰 上 償 還	各コースそれぞれについて受益権の総口数が100億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。また、主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には繰上償還となります。
決 算 日	毎月決算コース:毎月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 年4回決算コース:毎年2月10日、5月10日、8月10日および11月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎月決算コース:毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 年4回決算コース:年4回(2月、5月、8月および11月)の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	各コースについて5,000億円を上限とします。
ス イ ッ チ ン グ	販売会社によっては、「毎月決算コース」「年4回決算コース」間でスイッチングが可能です。 ※くわしくは販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には換金時と同様に換金されるコースに対して税金をご負担いただきます。
課 税 関 係 (個 人 の 場 合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。



くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購 入 時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 4.32%(税抜4%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
換 金 時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率1.971%(税抜1.825%) 組入れる投資信託証券「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー・ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」において、年率0.35%を上限とする運用報酬等が別途加算されますが、当該投資信託証券の組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)の率および上限額は事前に表示することができません。ただし、当該投資信託証券の組入比率は通常低位にとどまります。 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
	信託事務の諸費用	監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券から支払われます。(主要投資対象とする投資信託証券の管理会社報酬(年額37,500米ドルの固定報酬および年額17,250米ドルを上限とする変動報酬)を含みます。)
随 時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他関係法人の概要について

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

信託財産の運用の指図等を行います。

三井住友信託銀行株式会社(受託会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

本ファンドの販売業務等を行います。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp



くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

販売会社一覧(1/2)

<毎月決算コース>

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
いよざん証券株式会社	金融商品 取引業者	四国財務局長(金商) 第21号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品 取引業者	近畿財務局長(金商) 第15号	○			○	
エース証券株式会社	金融商品 取引業者	近畿財務局長(金商) 第6号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第2251号	○		○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第44号	○			○	
株式会社関西アーバン銀行	登録金融 機関	近畿財務局長(登金) 第16号	○			○	
高木証券株式会社	金融商品 取引業者	近畿財務局長(金商) 第20号	○				
ちばざん証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第114号	○				
東洋証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第121号	○				
日産センチュリー証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第131号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第165号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第195号	○			○	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商) 第69号	○			○	○



くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

販売会社一覧(2/2)

<年4回決算コース>

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
いよぎん証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○			○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○		○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○			○	
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第16号	○			○	
シティバンク銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第623号	○			○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○				
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○			○	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第69号	○			○	○



くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- 本資料に記載された経済、市場等に関する予測は、資料作成時点での様々な仮定や判断を反映するものであり、今後予告なく変わる可能性があります。これらの予測値は特定の顧客の特定の投資目的、投資制限、税制、財務状況等を考慮したものではありません。実際には予測と異なる結果になる可能性があり、本資料中に反映されていない場合もあります。これらの予測は、将来の運用成果に影響を与えうる高い不確実性を伴うものです。したがって、これらの予測は、将来実現する可能性のある結果の一例を示すに過ぎません。これらの予測は一定の前提に基づく推定であり、今後、経済、市場の状況が変化するのに伴い、大きく変わることが考えられます。ゴールドマン・サックスはこれら予測値の変更や更新について公表の義務を有しません。
- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。